

第2章 本県を取り巻く諸情勢

1 自然・気候等の特性

- 本県は九州の南東部に位置し、総面積は7,735km²です。このうち、九州山地や霧島連山をはじめとする山岳地帯が大半を占め、これを水源とする五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川など流路70km以上にわたる河川が太平洋に注ぎ、豊富な水資源をもたらしています。
- 県土の約76%となる5,861km²を森林が占め、国土の保全、地球温暖化の緩和、水源涵養、生物多様性の保全、木材の供給など多面的機能を発揮しています。また、霧島錦江湾国立公園や日南海岸国立公園など自然公園が県土の約12%を占めています。
- 自然と人間が共存した営みや保護・保全に関する取組などが評価され、平成24(2012)年に綾町が、平成29(2017)年には祖母・傾・大崩山系周辺地域が「ユネスコエコパーク」に登録されました。また、霧島山周辺地域は、地質学的に貴重で美しい地形火山を有していることから「日本ジオパーク」に認定されています。
- 本県は日向灘に接し、海岸延長は約400kmです。北部沿岸部が日豊海岸国立公園、南部沿岸部は日南海岸国立公園に指定されており、アカウミガメをはじめとする野生生物の生息・産卵が見られるほか、天然記念物の樹林帯等が分布するなど、美しい海岸景観となっています。
- 宮崎市の昭和56(1981)年から平成22(2010)年まで30年間の平均気温は17.4℃(全国3位)と全国平均よりも高く、降水量は2,509mm(全国2位)で水資源に恵まれています。また、快晴日数52.7日(全国第2位)、日照時間2,116時間(全国第3位)など日照環境にも恵まれています。

2 社会経済の動向

- 本県の人口は、平成8(1996)年の1,177,407人をピークに減少しはじめ、令和2(2020)年4月には1,065,444人となり、本格的な少子高齢・人口減少時代を迎えています。この傾向は今後も続き、県は、令和12(2030)年の本県の人口は977千人にまで減少すると推計しています。
- 本県の産業構造は、就業者数、総生産額とも第3次産業の割合が高いものの、全国や九州各県と比較すると、産業全体に占める第1次産業の割合が高くなっています。
- 土地利用は、農用地が減少傾向にある一方で、宅地が増加しています。
- 本県の自動車保有台数は、平成31(2019)年3月末に948,320台で、人口千人当たりの自動車保有台数は全国第7位と自動車への依存度が高くなっています。
- 県内の電力需給は、発生電力量が消費電力量の半分程度となっていますが、恵まれた日照環境を生かした太陽光エネルギー、豊富な森林資源を生かした木質バイオマスエネルギーを利用する取組などが進んでおり、これらの再生可能エネルギー総出力電力は、2,317,797kW(令和元(2019)年度)と伸び続けています。

3 環境を取り巻く国内外の動向

宮崎県環境計画（改定計画）策定（平成 28(2016)年 3 月）以降の国内外の主な環境情勢の動きは次のとおりです。

年度	国外	国内	県内
H28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ■パリ協定発効 ■G7 環境大臣会合「富山物質循環フレームワーク」合意 	<ul style="list-style-type: none"> ■改正電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT 法)公布 ■地球温暖化対策計画閣議決定 ■改正地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)公布 ■電力小売全面自由化の実施 ■国民の祝日「山の日」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県ごみ処理広域化計画 ■宮崎県環境影響評価条例施行規則一部改正
H29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ■水銀に関する水俣条約発効 ■米トランプ大統領パリ協定からの離脱を宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ■「海岸漂着物処理推進法」改正 ■改正廃棄物処理法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県食品ロス削減対策協議会設立 ■第12次鳥獣保護管理事業計画一部変更 ■宮崎県野生動植物保護計画策定 ■祖母・傾・大崩地域のユネスコエコパーク登録決定 ■日南市鶴戸神宮一帯が国の名勝に指定 ■重要生息地「庵川東入江」の指定 ■美しい宮崎づくり推進条例施行 ■家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画改正

年度	国外	国内	県内
H30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ■G7 シャルルボア・サミット「海洋プラスチック憲章」採択 ■IPCC「1.5℃特別報告書」公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■第5次環境基本計画閣議決定 ■改正海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律公布 ■第5次エネルギー基本計画閣議決定 ■気候変動適応法公布 ■気候変動適応計画閣議決定 ■第4次循環型社会形成推進基本計画策定 ■改正海岸漂着物処理推進法 	<ul style="list-style-type: none"> ■重要生息地「友内川」指定
R1 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ■G20 大阪首脳宣言「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」合意 	<ul style="list-style-type: none"> ■パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略国連に提出 ■固定価格買取制度(FIT)順次終了 ■食品ロス削減の推進に関する法律公布 ■改正フロン排出抑制法公布 ■改正浄化槽法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画策定 ■宮崎県気候変動適応センター設置
R2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ■「日本のNDC(国が決定する貢献)」を国連気候変動枠組条約事務局に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ■自然環境保全基本方針の変更の閣議決定 ■レジ袋有料化 ■改正大気汚染防止法公布 ■菅首相による「2050年実質ゼロ」宣言 ■衆参両院で「気候非常事態宣言」を決議 	<ul style="list-style-type: none"> ■第四次宮崎県環境基本計画の策定 ■2050年ゼロカーボンを表明
R3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ■IPCC 第1・2作業部会第6次評価報告書公表 ■COP26「グラスゴー気候合意」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比46%削減と表明 ■2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の策定 ■地球温暖化対策推進法の改正 ■第6次エネルギー基本計画閣議決定 ■地球温暖化対策計画の改定 	

4 県民の環境意識

(1) 県民及び事業者アンケートの概要

ア 調査目的

第四次宮崎県環境基本計画の策定に当たり、県民及び事業者の環境に関する考え方やニーズ等を把握することを目的として実施

イ 調査対象及び調査方法

県民アンケート：《対象》宮崎県民

《方法》県庁ホームページ等での周知のほか、環境みやざき推進協議会個人会員、環境保全アドバイザー等（509名）へ依頼文を送付し、紙調査票又はインターネットにより回答

事業者アンケート：《対象》宮崎県内の事業者

《方法》県庁ホームページ等での周知のほか、環境みやざき推進協議会会員（個人会員を除く）、こどもエコチャレンジ認定施設等（1,149事業所）へ依頼文を送付し、インターネットにより回答

ウ 調査期間

令和2年7月20日から8月14日

エ 回答数

県民アンケート：1,374件（紙調査票回答291件、インターネット回答1,083件）

事業者アンケート：217件（全てインターネット回答）

表1 県民アンケート回答者の年代

項目	件数	割合	前回調査時
20歳未満	33	2.4%	0.7%
20～29歳	165	12.0%	11.5%
30～39歳	186	13.5%	18.3%
40～49歳	263	19.1%	22.3%
50～59歳	407	29.6%	23.8%
60歳以上	319	23.2%	23.1%
不明	1	0.1%	0.4%
計	1,374	100.0%	100.0%

表2 事業者アンケート回答事業所の事業形態

項目	件数	割合
工場	65	30.0%
事務所	67	30.9%
研究所	0	0.0%
店舗	25	11.5%
その他	60	27.6%
無回答・無効回答	0	0.0%
合計	217	100%

(2) 県民アンケートの調査結果

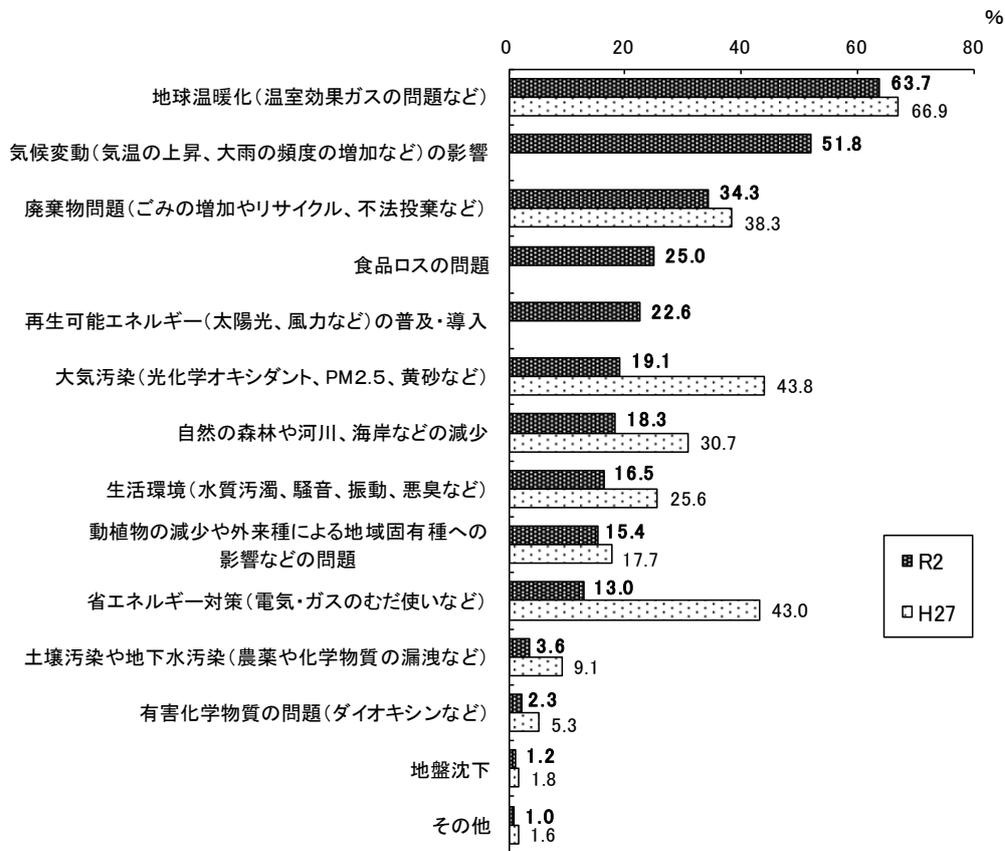
ア 環境問題への関心について（選択肢から3つまで選択可）

関心のある環境問題は、「地球温暖化」が63.7%と最も高く、次いで「気候変動の影響」、「廃棄物問題」、「食品ロスの問題」、「再生可能エネルギーの普及・導入」の順となりました。

地球温暖化と気候変動への関心が高く、近年の豪雨災害や台風の強大化への不安の表れだと考えられます。

また、今回の調査から追加された「食品ロスの問題」への関心も高くなっています。

図1 関心のある環境問題



※「気候変動（気温の上昇、大雨の頻度の増加など）の影響」、「食品ロスの問題」及び「再生可能エネルギー（太陽光、風力など）の普及・導入」については、今回調査から追加された選択肢。

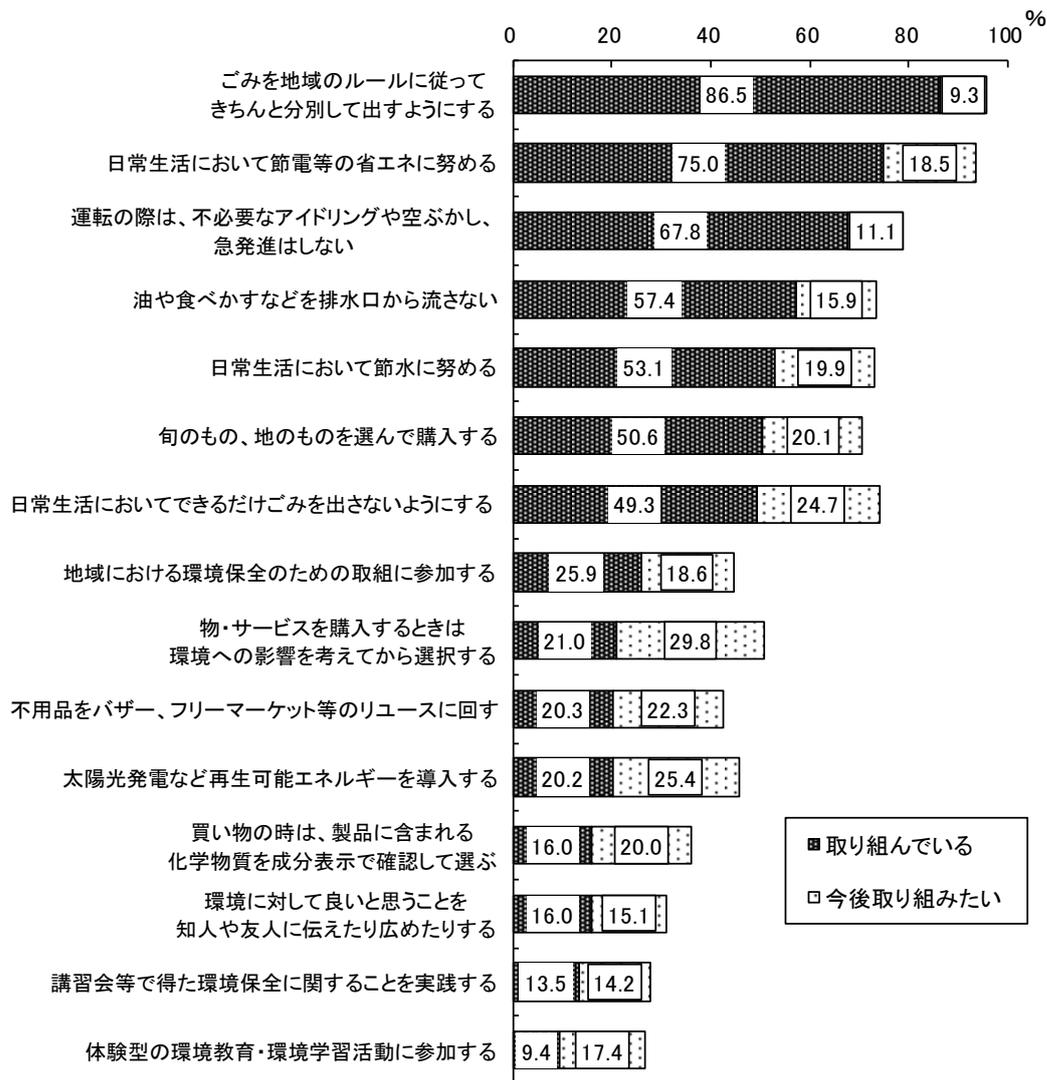
イ 環境に配慮した取組 ～現在取り組んでいることと今後取り組みたいこと～

(選択肢から全て選択可)

現在取り組んでいる取組は、「ごみを地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにする」が86.5%と最も高くなり、多数の回答者が取り組んでいることが分かりました。

一方、今後取り組みたい取組は、「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択する」が29.8%と最も高くなっています。

図2 取り組んでいることと取り組みたいこと

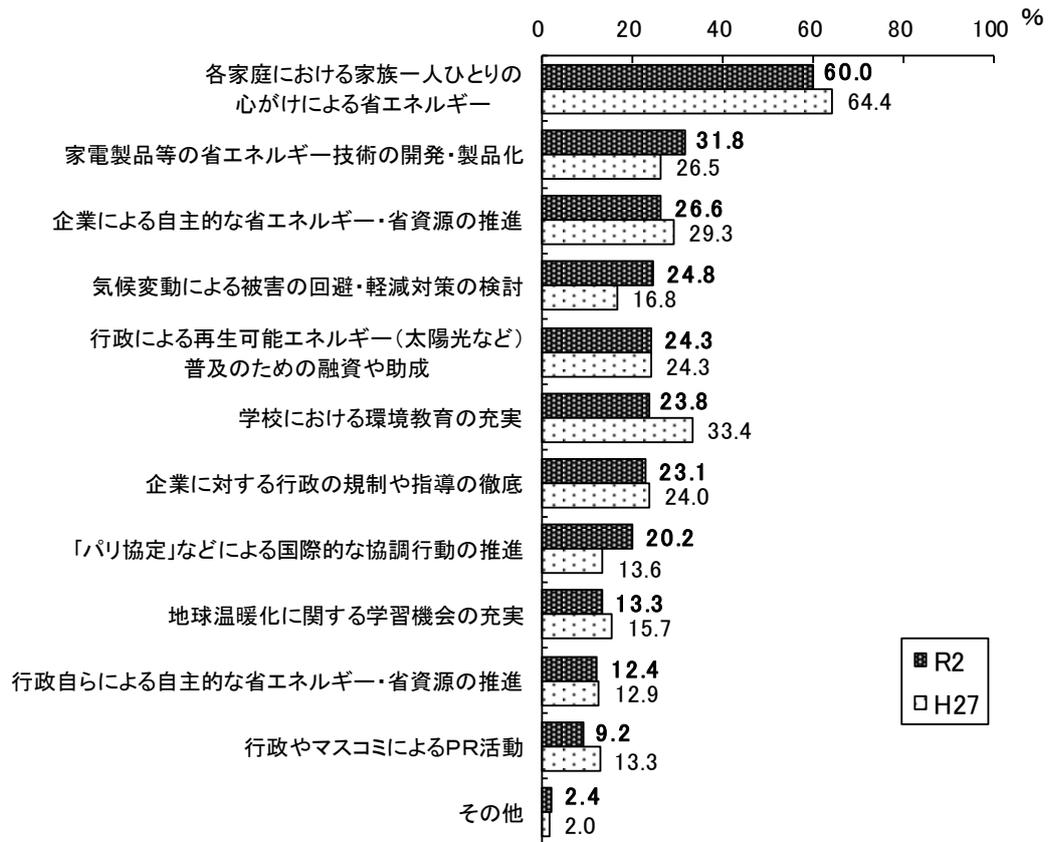


ウ 地球温暖化対策として重要な取組（選択肢から3つまで選択可）

地球温暖化対策として重要な取組は、「各家庭における家族一人ひとりの心がけによる省エネルギー」が60.0%と最も高くなっています。

前回調査（H27）と比較して、「気候変動による被害の回避・軽減対策の検討（豪雨被害の危機管理体制の強化、農作物への対策など）」が8ポイント上昇しており、気候変動が身近な問題になっていることが分かりました。

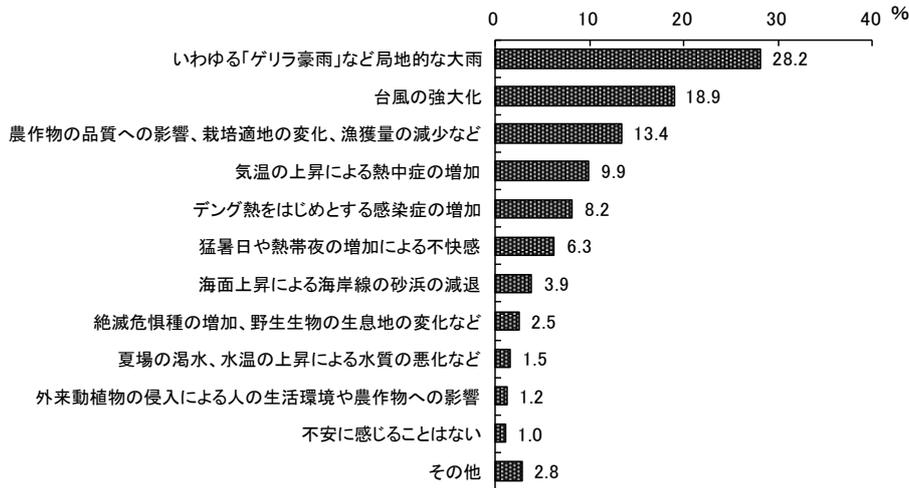
図3 地球温暖化対策として重要な取組



エ 一番不安に感じる地球温暖化の影響（選択肢から1つ選択）

地球温暖化に伴う影響のうち、一番不安に感じる影響は「いわゆる「ゲリラ豪雨」など局地的な大雨」が28.2%と最も高く、次いで「台風の強大化」が18.9%、「農作物の品質への影響、栽培適地の変化、漁獲量の減少など」が13.4%となりました。

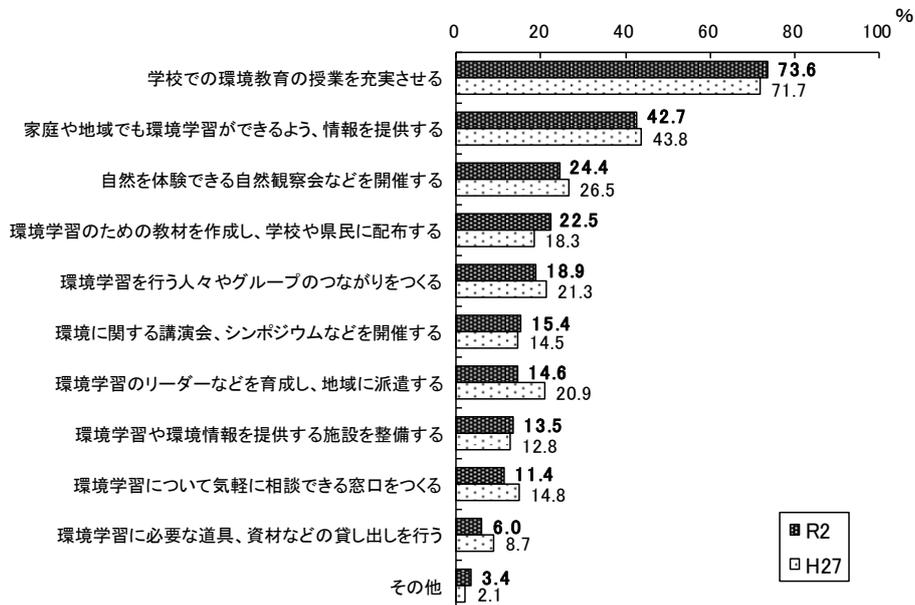
図4 一番不安に感じる地球温暖化の影響



オ 環境学習や環境保全活動のために重要だと思うもの（選択肢から3つまで選択可）

環境学習や環境保全活動のために重要だと思うものは、「学校での環境教育の授業を充実させる」が73.6%と最も高く、次いで「家庭や地域でも環境学習ができるよう、情報を提供する」が42.7%となりました。前回調査（H27）と同様に、「学校での環境教育の授業を充実させる」が他の項目と比較して高い割合を示しています。

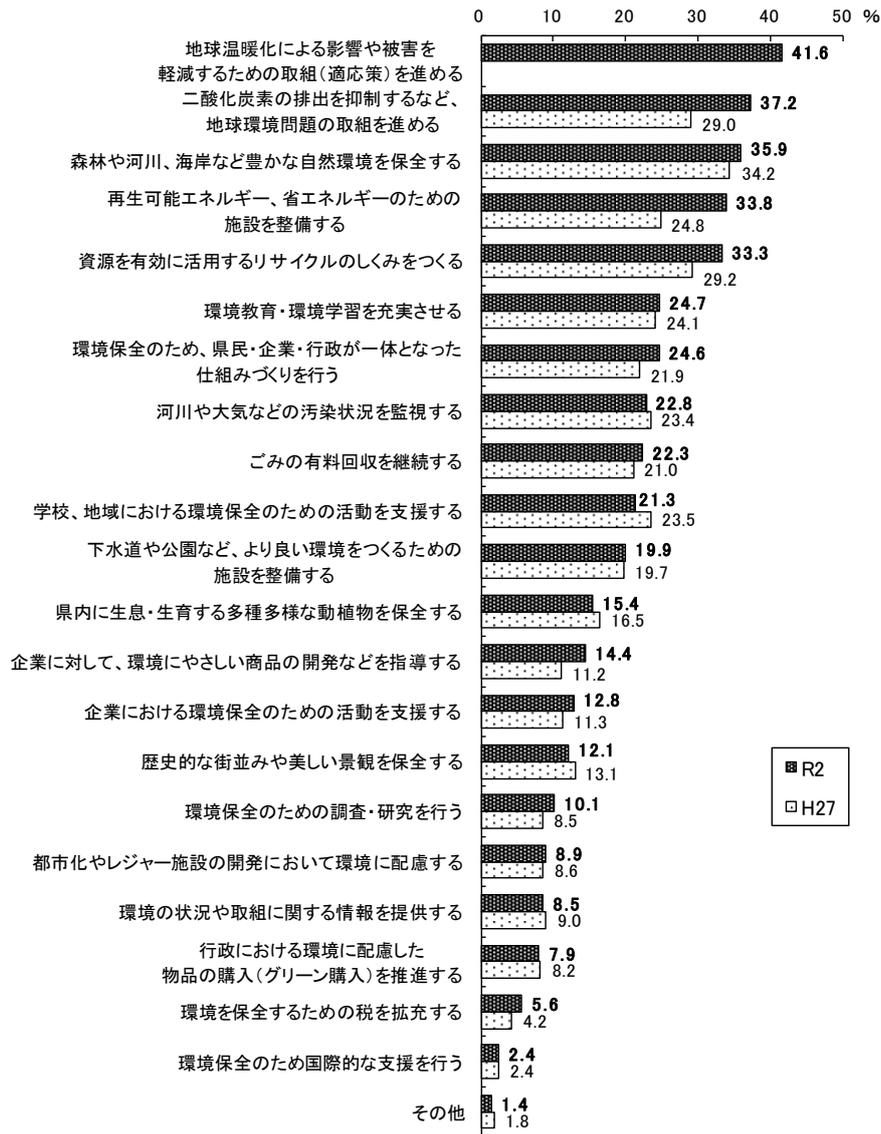
図5 環境学習や環境保全活動のために重要だと思うもの



カ 環境行政への要望（選択肢から5つまで選択可）

今後重点的に行政が推進すべき取組は、前回調査（H27）と比較して順位に大きな変動は見られませんでした。前回調査時にはなかった「地球温暖化による影響や被害を軽減するための取組（適応策）を進める」が最も回答が多い結果となりました。

図6 今後重点的に推進すべき取組



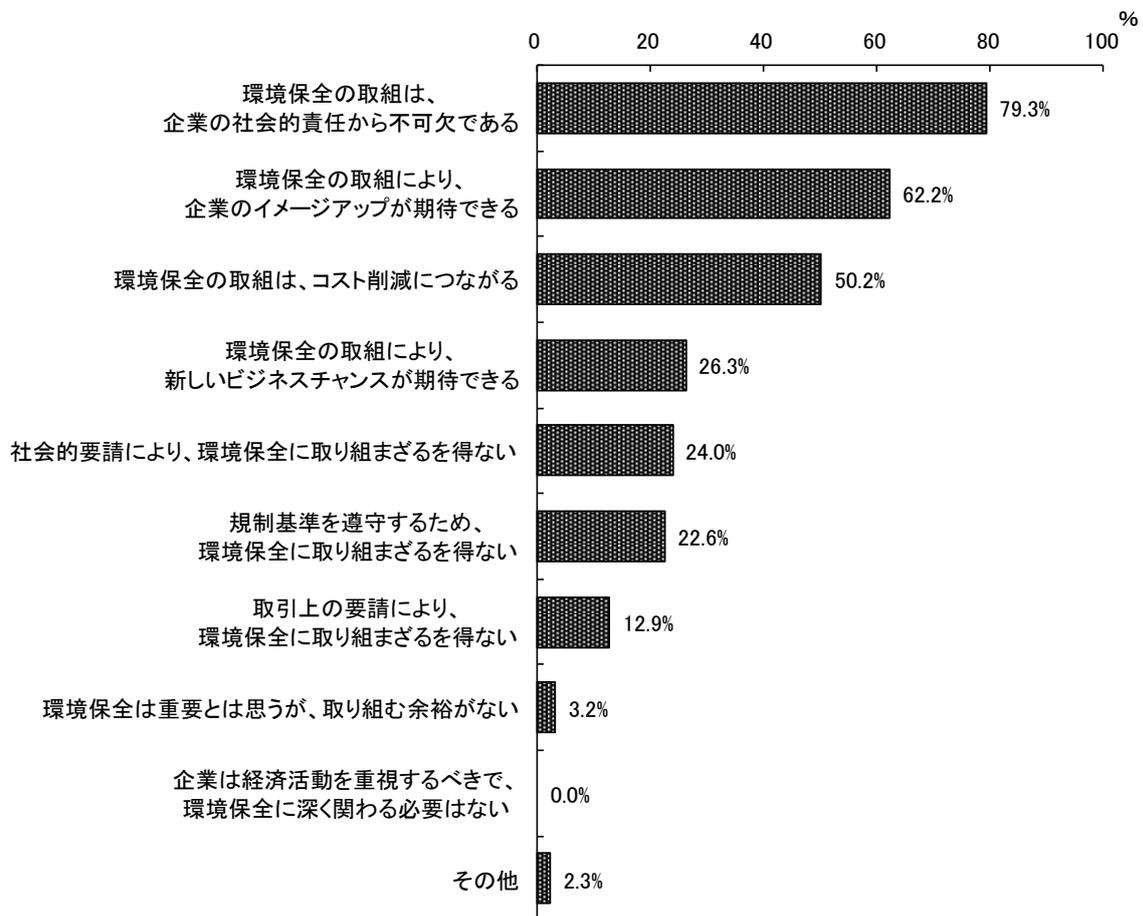
(3) 事業者アンケートの調査結果

ア 環境保全に関する取組についての考え方（選択肢から全て選択可）

環境保全に関する取組についての考え方は、「環境保全の取組は、企業の社会的責任から不可欠である」が79.3%と最も高く、次いで「環境保全の取組により、企業のイメージアップが期待できる」が62.2%、「環境保全の取組は、コスト削減につながる」が50.2%でした。

また、「企業は経済活動を重視するべきで、環境保全に深く関わる必要はない」と回答した事業所はありませんでした。

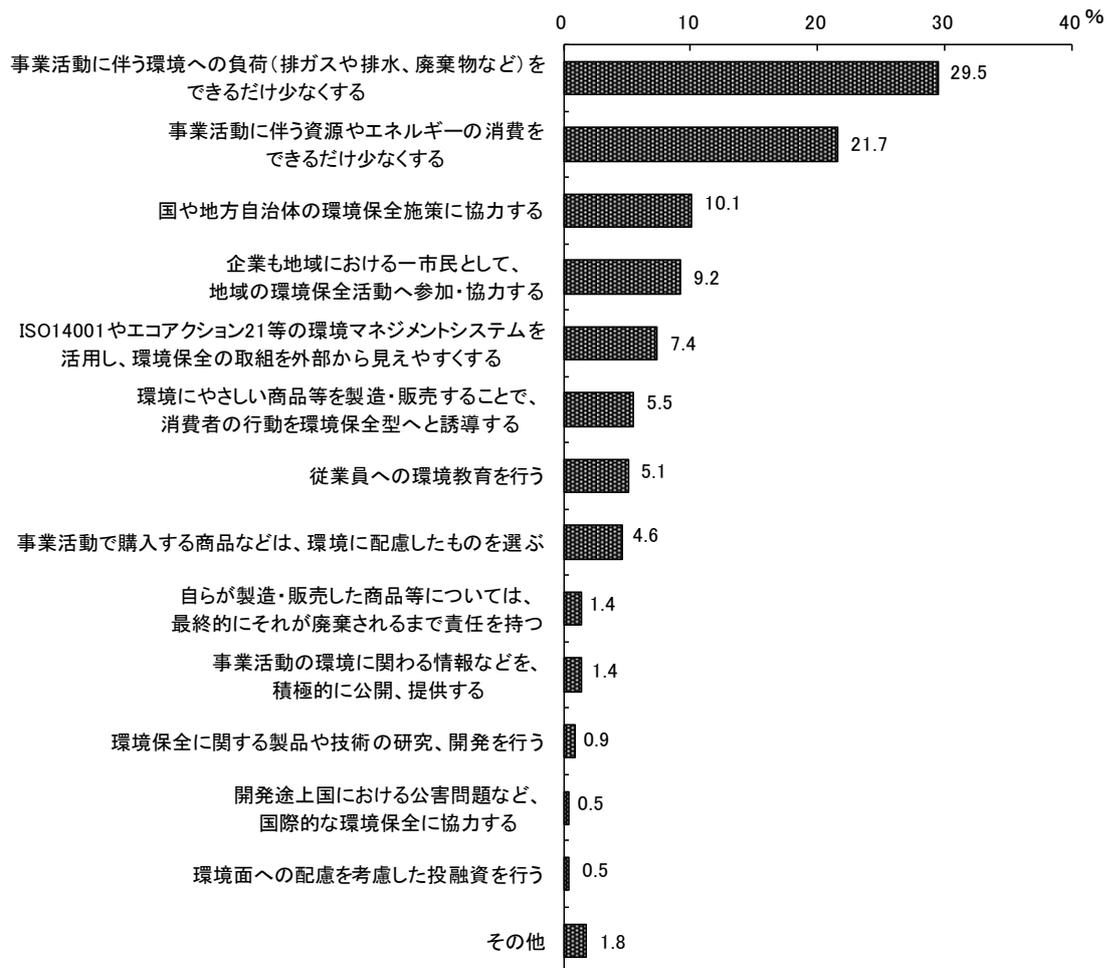
図7 環境保全に関する取組についての考え方



イ 事業者の社会的な役割のうち、重要と考えるもの（選択肢から1つ選択）

事業者の社会的な役割のうち、重要と考えるものは、「事業活動に伴う環境への負荷（排ガスや排水、廃棄物など）をできるだけ少なくする」が29.5%と最も高く、次いで「事業活動に伴う資源やエネルギーの消費をできるだけ少なくする」が21.7%、「国や地方自治体の環境保全施策に協力する」が10.1%でした。

図8 事業者の社会的な役割のうち、重要と考えるもの

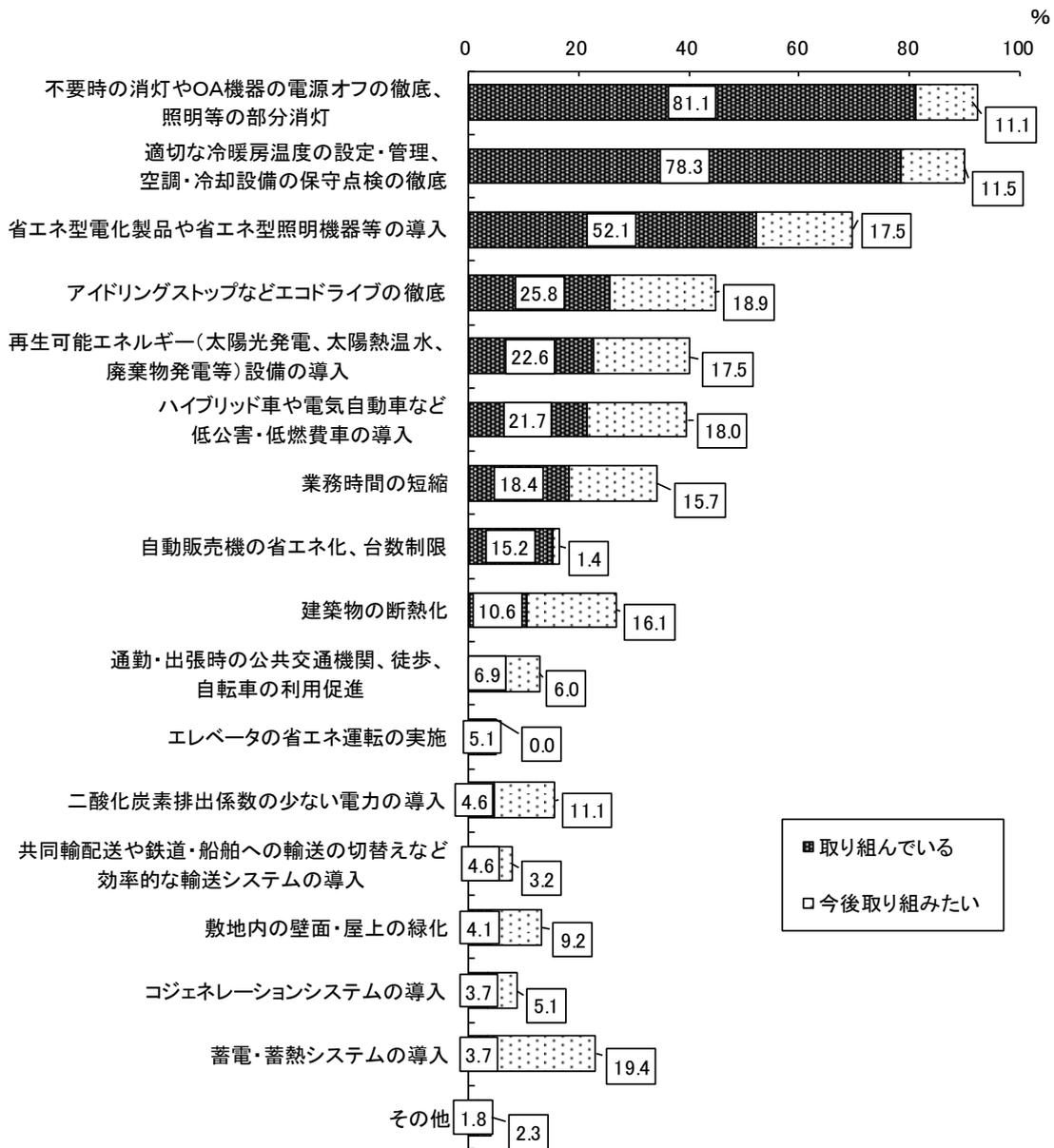


ウ 環境保全の取組状況 ～現在取り組んでいることと今後取り組みたいこと～

(選択肢から全て選択可)

「蓄電・蓄熱システムの導入」については、「取り組んでいる」が3.7%に対し、「今後取り組みたい」が19.4%となっていますが、これは、激甚化する自然災害等による停電リスクの回避・低減を図るために非常用電源の確保を検討している事業所が多いためと考えられます。

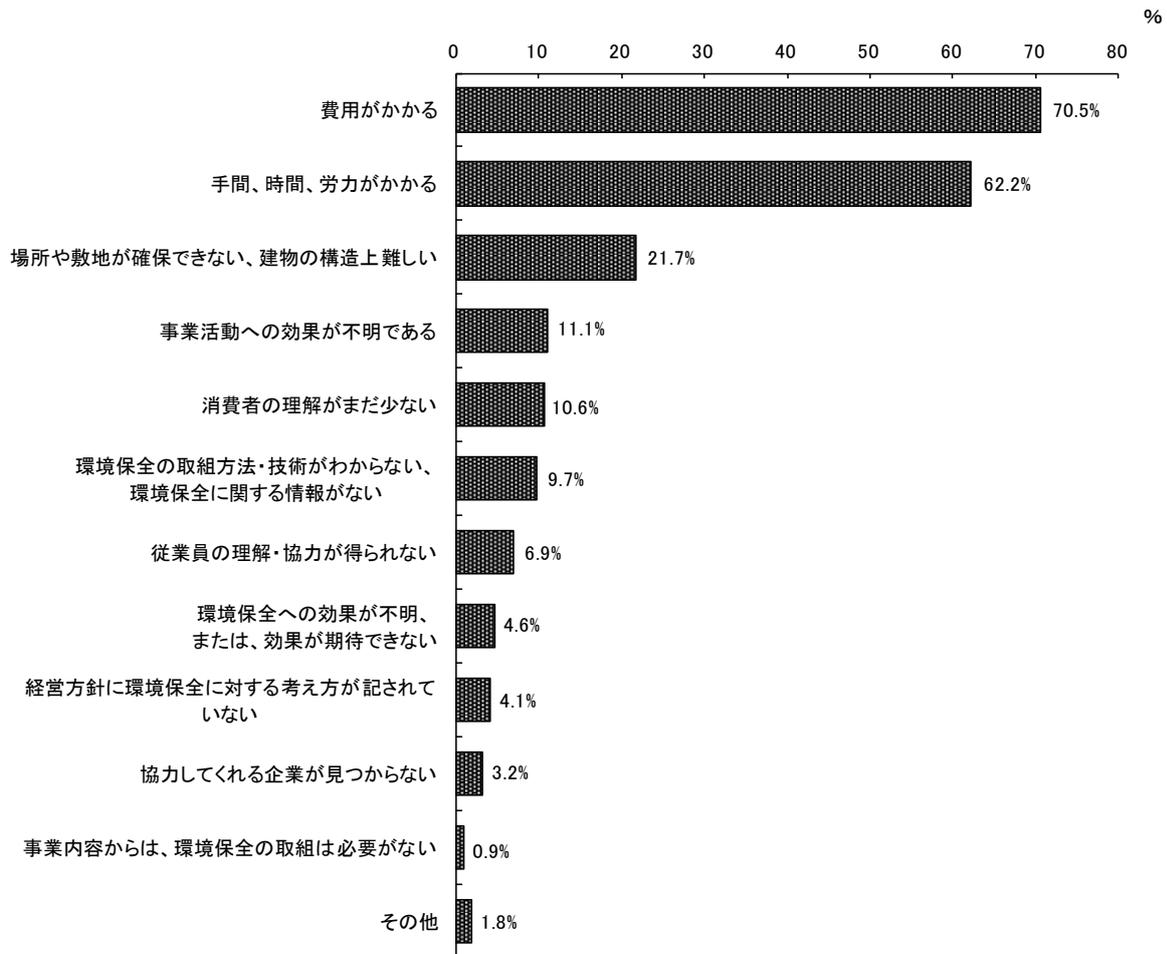
図9 取り組んでいることと今後取り組みたいこと（環境保全）



エ 環境保全の取組を推進する場合に障害や課題となるもの（選択肢から全て選択可）

環境保全の取組を推進する場合に障害や課題となるものは、「費用がかかる」が70.5%と最も高く、次いで「手間、時間、労力がかかる」が62.2%、「場所や敷地が確保できない、建物の構造上難しい」が21.7%となりました。上位2つの障害が特に環境保全活動の阻害要因となっていると考えられます。

図10 環境保全の取組を推進する場合に障害や課題となるもの

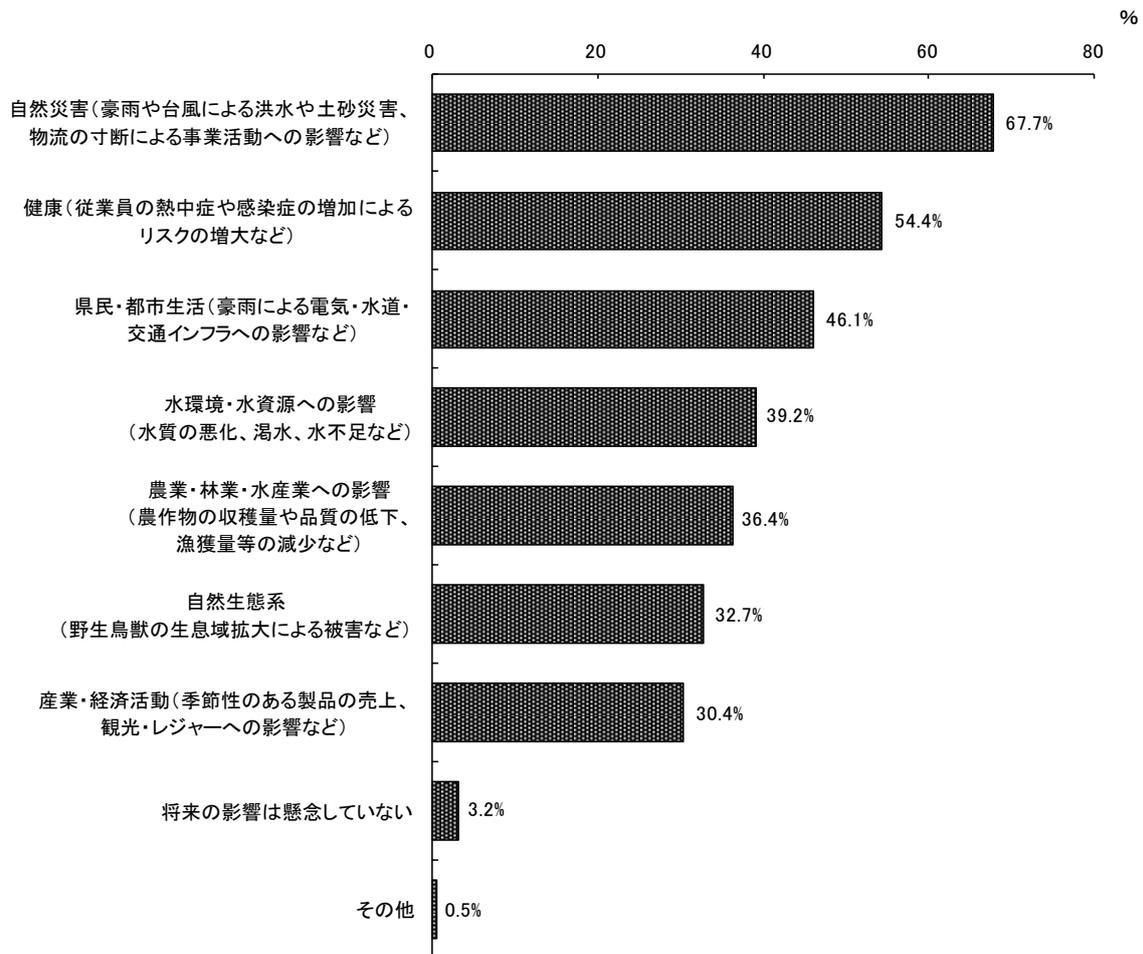


オ 地球温暖化に伴う影響のうち、将来事業活動への影響が懸念されるもの

(選択肢から全て選択可)

地球温暖化に伴う影響のうち、将来事業活動への影響が懸念されるものは、「自然災害(豪雨や台風による洪水や土砂災害、物流の寸断による事業活動への影響など)」が67.7%と最も高く、次いで「健康(従業員の熱中症や感染症の増加によるリスクの増大など)」が54.4%、「県民・都市生活(豪雨による電気・水道・交通インフラへの影響など)」が46.1%でした。

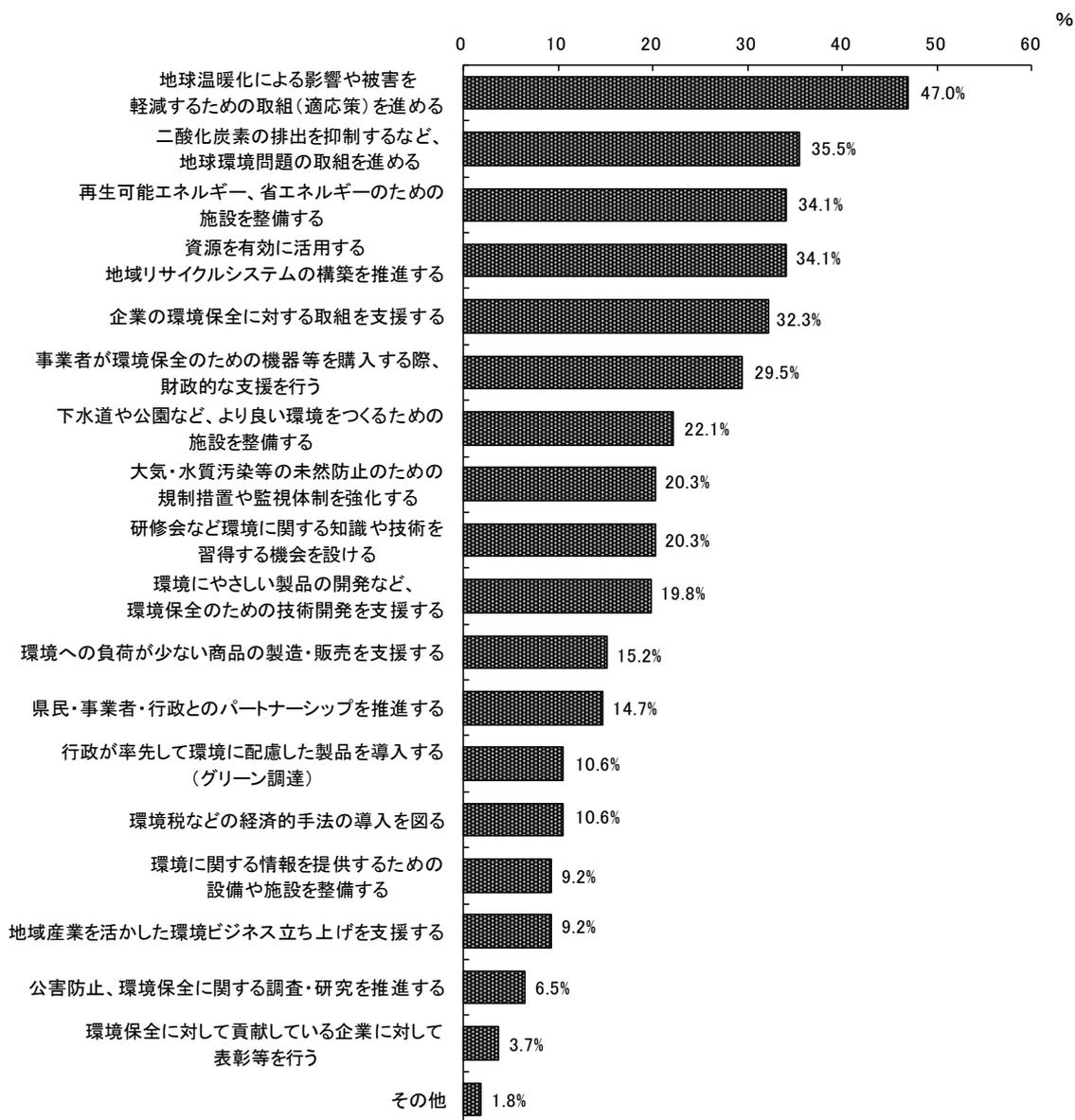
図 11 地球温暖化に伴う影響のうち、将来事業活動への影響が懸念されるもの



カ 環境行政への要望（選択肢から5つまで選択可）

今後重点的に行政が推進すべき取組は、「地球温暖化による影響や被害を軽減するための取組（適応策）を進める」が47.0%と最も高く、次いで「二酸化炭素の排出を抑制するなど、地球環境問題の取組を進める」が35.5%、「再生可能エネルギー、省エネルギーのための施設を整備する」及び「資源を有効に活用する地域リサイクルシステムの構築を推進する」が34.1%でした。

図12 今後重点的に推進すべき取組



5 本県環境の現状と課題

近年の世界的な環境問題として、気候変動、海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失などが挙げられますが、私たちの暮らす宮崎県においても様々な問題が山積しています。

例えば、本県の温室効果ガス総排出量は減少しているものの、我が国の中期削減目標やI P C C特別報告書などを踏まえると社会経済活動の脱炭素化の一層の促進が求められます。

また、一般廃棄物の再生利用では、ごみ焼却施設の高性能化により可燃ごみが増加するとともに、産業廃棄物の再生利用では、国内景気の回復による排出量の増加に対し、再生利用が追いつかない状況が見られます。

さらに、大陸からの影響と見られる光化学オキシダントなどによる大気汚染は、私たちの暮らしや健康にも影響を及ぼしています。

自然環境に目を向けると、絶滅のおそれがある野生生物が増加するとともに、外来種や国内移入種の侵入・増加による生態系や在来種への影響が懸念されます。

また、シカ、イノシシ、サル、カワウ等による農林水産業への被害も深刻化しています。

地域社会においては、過疎化・高齢化等の進行による農山漁村地域の活力や多面的機能の低下が危惧されています。

このほか、新型コロナウイルス感染症の環境への影響にも注意が必要です。経済活動の制約により二酸化炭素の排出が減少する一方で、外出の自粛により食事の配達や持ち帰りの機会が増えており、プラスチックごみの増加が懸念されています。

本県では環境問題だけでなく、少子高齢化や人口減少、人口の地域偏在による地域社会・経済の持続可能性も課題となっています。今後、私たちが安心して暮らし、次の世代に環境を託すためには、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大を通じて脱炭素型の社会へ転換するとともに、地域の持続可能性を常に意識しながら環境、経済、社会を調和させ、それぞれを向上させていくことが重要です。